

ニコニコりんく事業 学生服のリサイクルを支援します

☎生活相談センター ☎ 22-3364

ニコニコりんく事業とは

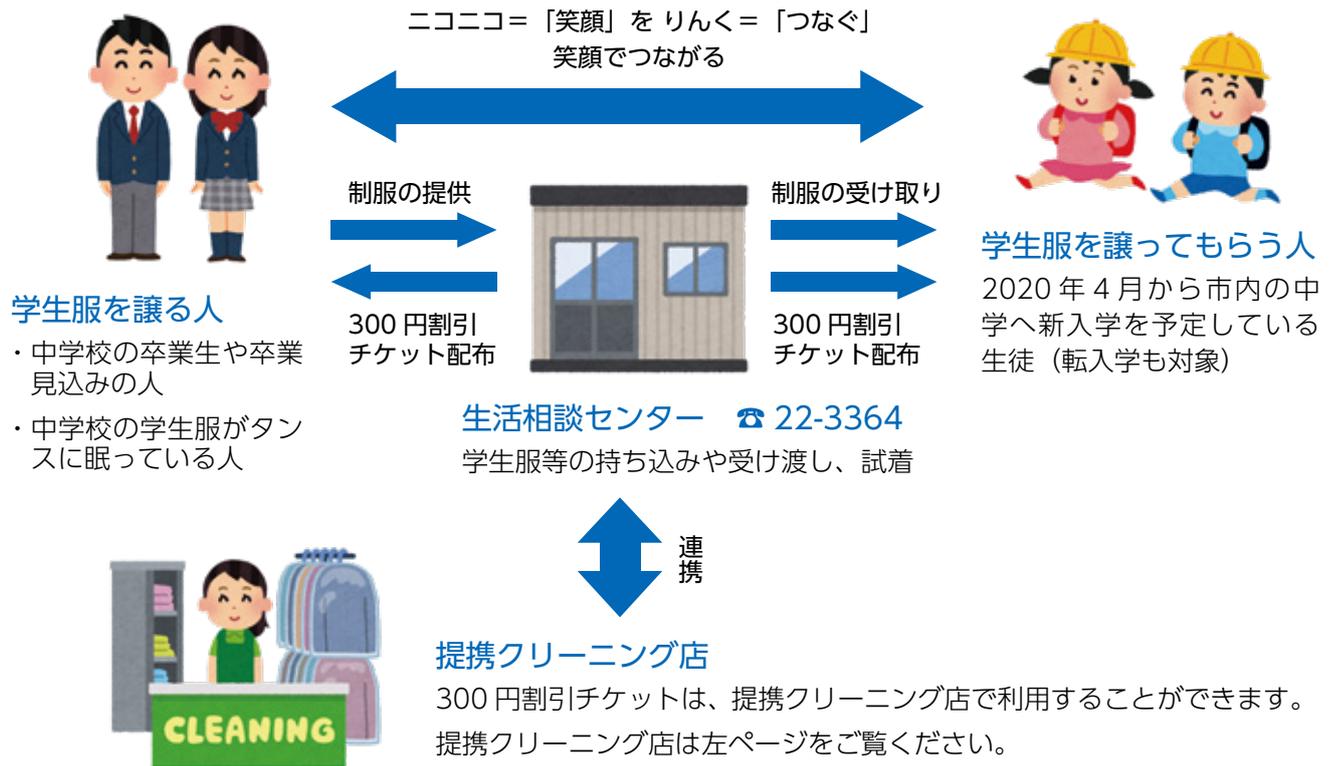
中学を卒業し使われなくなった「学生服を譲りたい人」と、これから中学に上がり「学生服が必要な人」を生活相談センターがつなぎます。

本事業の利用者には、本趣旨に賛同していただいている提携クリーニング店から300円のクリーニング割引チケットが配布されます。

多くの子育て家庭にとって、中学校入学時の学生服購入費は大きな出費となります。また高額な出費をして購入した学生服が、卒業して不要となり廃棄処分されてしまふのはもったいないことです。

そこで、阿蘇市生活相談センターでは、子育て家庭の負担軽減と資源の再利用を目的として学生服のリサイクル支援事業「ニコニコりんく事業」に取り組みます。

ニコニコりんく事業のイメージ



<p>笑い満載の劇団 いろは座</p> <p>【公演日】 4月19日(金)</p> <p>【開演時間】 開演 13:00 (昼食 11:30~)</p> <p>【会場】 当宿2階お休み処 (全席椅子席)</p> <p>【料金】日帰りの方 3,300円 (観覧料・食事代・入浴料込)</p> <p>宿泊の方 観覧料として、宿泊料金に、お1人様 1,500円加算させていただきます。</p> <p>◆◆◆定員になり次第締め切らせていただきます。お早めにご予約ください。◆◆◆</p>	<p>天然温泉 仙酔峡温泉 ゴールデンウィーク期間中の 日帰り入浴時間変更のお知らせ</p> <p>◆変更期間：2019年4月27日(土)~5月5日(日) ◆変更ご利用時間：11:00~15:00(受付終了14:00) ※通常ご利用時間：11:00~22:00(受付終了21:00)</p> <p>ご利用料金：大人(12歳以上)450円、お子さま(小学生)250円</p> <p>夜神楽公演 観覧無料</p> <p>2019年4月3日(水)・10日(水) 19:30~(約60分) かんぽの宿阿蘇 1階ロビー 出演：観音岩戸神楽保存会</p> <p>熊本県阿蘇市一の宮町宮地5936 TEL0967-22-1122 FAX0967-22-3586</p>	<p>かんぽの宿阿蘇</p> <p>2019年3月 日本郵政株式会社かんぽの宿阿蘇開業</p>
--	--	---

対象となる学校指定の学生服

学校名	男子		女子	
	夏服	冬服	夏服	冬服
阿蘇中学校	シャツ・ズボン	ブレザー・ズボン・ネクタイ・ウインドブレイカー	シャツ・スカート	ブレザー・スカート・リボン・ブラウス・セーター・ウインドブレイカー
一の宮中学校		上着・ズボン・セーター・ウインドブレイカー	セーラー服・リボン	
波野中学校		上着・ズボン	セーラー服・リボン ブラウス	セーラー服・リボン

学生服を譲る人

- 学生服等は「クリーニングすれば十分まだ着られる」状態のものを提供してください。数年経過したものや補正したものでも提供可能です。ただし、破れ・擦り切れのあるものや現在の学生服等とデザインが変更になっている場合は受け取ることができません。
- 必ず一度洗濯をして生活相談センターへお持ちください。
- 提供後の活用は生活相談センターに一任してもらいます。
- 阿蘇市個人情報保護条例に基づき取り扱います。収集した個人情報は、ニコニコりんく事業以外に使用しません（学生服等に名前刺しゅうがある場合は、個人情報伝わる場合がありますのでご注意ください）。

学生服を譲ってもらう人

- 「十分まだ着られる状態」の度合いや判断、経年劣化に個人差があることをあらかじめご了承ください。
- 新入生や転入生であればどなたでも対象となります。在庫数によっては在校生への提供も検討します。
- クリーニング・補正・刺しゅう変更等の費用は個人負担となります。
- 利用は先着順です。サイズと在庫数には限りがありますので、在庫があっても本事業を利用できない場合があります。
- 学生服提供前には試着をしてもらいます。どうしても学生服が気に入らなかった場合には返品可能です。

提携クリーニング店 (300円割引チケット取り扱い店)

クリーニングの レインボー 西町店	クリーニングの レインボー 内牧店	塚本クリーニング	日田クリーニング
西町 46-2 ☎ 35-5600	内牧 225-1 ☎ 32-4110	一の宮町宮地 3233 ☎ 22-0318	赤水 706-2 ☎ 35-0121

養護老人ホーム あそ上寿園

65歳以上で環境上の理由又は経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所できます。

※収入に応じて費用負担があります。



入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話:0967-32-5501
FAX:0967-32-5505
担当:施設長 藤本基子

後期高齢者医療保険料率と軽減措置のお知らせ

問ほけん課 高齢者医療係 ☎ 22-3145

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人が対象（75歳の誕生日から自動的に加入）です。また、65歳から75歳未満の方で一定の障がいがある人は、市に申請し広域連合の認定を受けた日から加入となります。

保険料は被保険者一人ひとりが納めます。保険料率は熊本県内均一で2年ごとに見直さ

れます。

平成31年度は保険料の軽減内容が見直されます。所得が低い人の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減割合が見直されます。被用者保険加入者（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）に扶養されていた人の保険料の軽減は、軽減期間が見直されます。

保険料年額の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料年額} \\ \hline \text{年額62万円} \\ \hline \text{が上限} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{47,900円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{総所得金額等} - \text{33万円} \\ \hline \text{(基礎控除額)} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(所得割率)} \\ \hline \text{9.26\%} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

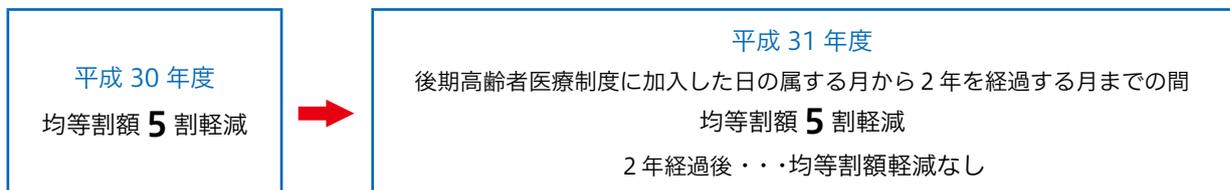
所得が低い人の軽減（5割・2割軽減対象者の拡大と軽減割合の一部が変更）

保険料の均等割額の軽減（被保険者全員が等しく負担する保険料）

条件 【世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等】	軽減率 【保険料均等割額】
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合	8割 (変更前9割)
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯	8.5割
「基礎控除額（33万円）」+「28万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（対象者拡大）	5割
「基礎控除額（33万円）」+「51万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（対象者拡大）	2割

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、15万円を控除した額で判定します。

被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減（軽減期間が制度加入した月から2年間に変更）



※所得割額はかかりません。
※対象者…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人

後期高齢者医療保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料は、特別徴収または普通徴収により納めることになります。個々の条件により納付方法は異なりますのでご注意ください。

- 特別徴収** 年金から差し引いて納付する方法。年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金額の1/2を超えない人が対象
- 普通徴収** 特別徴収の対象者以外の方が、納付書または口座振替で納付する方法